

2007年7月12日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略につ
いて（答申）

2007年7月2日付けで諮問（第263号）された固定資産の評価及び価格の
決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させること
に伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。）」では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、地方公共団体の耐震改修促進計画の作成、住宅・建築物の耐震化の現状把握及び耐震性に問題のあるすべての特定建

築物の所有者に対する指導，助言等を行うことを規定している。また，平成18年度に神奈川県による「神奈川県耐震改修促進計画」が策定されたことを受け，本市も「耐震改修促進計画（以下「本市促進計画」という。）」を，本年度末を目処に策定し，災害に強いまちづくりを推進していくもので，そのために固定資産課税情報の利用が必要となる。

(2) 課税情報を利用させる目的

災害に強いまちづくりを推進するために，耐震化を優先的に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の設定，建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及や適切な情報の提供等を実施する必要がある。

以上のことから本市促進計画策定のうち，基礎調査及び耐震化の指導台帳作製のため固定資産課税情報が不可欠と考えられるため，利用させるものである。

(3) 個人情報を利用させる必要性について

ア 目的外利用させる課

建築指導課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

市内に存する全ての建築物について住宅，法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物を特定・分類し，位置を確定するために必要な個人情報は次のとおりである。

個人情報を用いて行う調査事項及び必要な個人情報
 (基準日：平成19年1月1日)

調査事項	必要な個人情報
土地情報 (市内全域対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・所在地番 ・現況地積 ・現況地目 ・地番図
家屋情報 (市内全域対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・所在地番 ・棟番号 ・用途 ・構造 ・工法 ・階数 ・屋根材 ・床面積(延べ床面積含) ・建築年月日 ・新築・増築の別 ・区分所有者家屋情報 ・家屋図

ウ 目的外利用させる必要性

本人からの収集は、時間・労力・費用等が膨大となること及び災害対策上、早急に迅速且つ正確な情報を確実に得る必要があることから、課税情報を利用させるもので、公共の利益にも合致するものとする。

(4) 引き渡しの方法について

引き渡し方法 電子媒体：容量に応じCD-ROM又はMOとする。

(5) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

市内全域を対象とする家屋及び土地について利用させる情報は、約10万件にも及ぶ市内建築物の情報及びその建築物に係る土地の情報であり、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、事前の個別通知は省略するが、市民へは、建築指

導課において、個人情報をも本人以外のものから収集し、目的外利用を行う旨を広報ふじさわを通じて周知を図る。また、現地立入調査など直接個人と接触する機会が生じた場合は、ひとつの周知機会ととらえ、本市促進計画策定のため、資産税課から個人情報を収集し目的外に利用した旨を通知又は説明することとする。

(6) 安全対策について

引き渡した電子媒体については、次により個人情報の保護に努めさせる。

ア その職務に当たる必要最小限の職員のみ利用とする。

イ 引き渡した目的外に利用しないこと。

ウ 管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう管理を行うこと。

エ 不要となったときは、速やかに廃棄すること。

(7) 実施時期

広報ふじさわ2007年7月25日号掲載以降

(8) 添付書類

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

災害に強いまちづくりを推進するために、耐震化を優先的に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の設定、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及や適切な情報の提供等を実施する必要がある。

本人からの収集は、時間・労力・費用等が膨大となること及び災害対策上、早急に迅速且つ正確な情報を確実に得る必要があることから、本市促進計画策定のための基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製のため課税情報を利用させるもので、公共の利益にも合致する。

以上のことから判断すると、目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

市内全域を対象とする家屋及び土地について利用させる情報は、約10万件にも及ぶ市内建築物の情報及びその建築物に係る土地の情報であり、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。一方、市民へは、建築指導課において、個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う旨を広報ふじさわを通じて周知を図る。また、建築指導課が現地立入調査など直接個人と接触する機会が生じた場合は、ひとつの周知機会ととらえ、本市促進計画策定のため、資産税課から

個人情報を収集し目的外に利用した旨を通知又は説明することとする。

以上のことから判断すると、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上